4　付加識別子情報は、識別子番号の拡張に使用する領域とする。
5　標準方式第２章から第４章第１節まで、第５章第２節及び第６章第３節に規定するデジタル放送並びに第５章第３節及び第６章第５節に規定するデジタル放送のうちＴＳパケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合はＰＭＴの記述子１の領域又はＮＩＴの記述子１若しくは記述子２の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性はＰＭＴの記述子１、ＮＩＴの記述子２、ＮＩＴの記述子１の順とする。
6　標準方式第６章第２節に規定するデジタル放送において本記述子を伝送する場合は、ＰＭＴの記述子１の領域で伝送されるものとする。
7　標準方式第５章第３節及び第６章第５節に規定するデジタル放送のうちＴＬＶパケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、ＮＩＴの記述子１又は記述子２の領域で伝送するものとし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、記述子２、記述子１の順とする。

別記第８　データ符号化方式記述子の構成

記述子タグ	記述子長	データ符号化方式識別子	付加識別子情報
8	8	16	8×N

送出順

注１　記述子タグの値は、データ符号化方式記述子を示す0xFDとする。
2　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
3　データ符号化方式識別子は、データ符号化方式を識別するのに使用する領域とする。
4　付加識別子情報は、データ符号化方式識別子により示されるデータ符号化方式の付加情報を書き込む領域とする。
5　本記述子は、ＰＭＴの記述子２の領域で伝送されるものとする。

別記第９　カルーセル互換複合記述子のデータ構造

記述子タグ	記述子長	副記述子
8	8	8×N

送出順　　繰り返し

注１　記述子タグの値は、カルーセル互換複合記述子を示す0xF7とする。
2　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
3　副記述子は⑴～⑶に示す副記述子を含む情報を書き込む領域とする。
⑴　蓄積ルート副記述子

副記述子タグ	副記述子長	データ	ディレクトリ名
8	8	8	8×N

送出順
ア　副記述子タグの値は、蓄積ルート副記述子を示す0xC5とする。
イ　副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
ウ　ディレクトリ名は、放送番組を受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、最上位のディレクトリの名称をテキスト形式で記述する領域とする。
⑵　サブディレクトリ副記述子

副記述子タグ	副記述子長	サブディレクトリ名
8	8	8×N

送出順
ア　副記述子タグの値は、サブディレクトリ副記述子を示す0xC6とする。
イ　副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
ウ　サブディレクトリ名は、放送番組を受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、蓄積ルート副記述子で指定される構造を除くディレクトリ構造をテキスト形式で記述する領域とする。
⑶　蓄積名副記述子

副記述子タグ	副記述子長	蓄積名
8	8	8×N

送出順
ア　副記述子タグの値は、蓄積名副記述子を示す0x02とする。
イ　副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
ウ　蓄積名は、放送番組を受信設備に蓄積する際の名称をテキスト形式で記述する領域とする。

別記第10　著作権記述子の構成

記述子タグ	記述子長	著作権識別子	著作権付加情報
8	8	32	8×N

送出順

注１　記述子タグの値は、著作権記述子を示す0x0Dとする。
2　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
3　著作権識別子は、著作権を識別するのに使用する領域とする。

別記第11　緊急情報記述子の構成

記述子タグ	記述子長	サービス識別子	開始／終了フラグ	信号種別	未定義	地域符号長	地域符号	未定義
8	8	16	1	1	6	8	12	4

繰り返し

送出順　　繰り返し

注１　記述子タグの値は、緊急情報記述子を示す0xFCとする。
2　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
3　サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する。
4　開始／終了フラグは、緊急警報信号の送出開始及び送出中の場合は‘１’とし、終了する場合は‘０’とする。
5　信号種別は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の２第１項に規定する第１種開始信号を送出する場合は‘０’とし、同条に規定する第２種開始信号を送出する場合は‘１’とする。
6　地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
7　地域符号は、昭和60年郵政省告示第405号（無線設備規則第９条の３の規定により緊急警報信号の構成を定める件）別表第１号に規定する地域符号を伝送する領域とする。
8　本記述子は、標準方式第２章から第４章まで、第５章第２節及び第６章第３節に規定するデジタル放送並びに第５章第３節及び第６章第５節に規定するデジタル放送のうちＴＳパケットにより伝送されるものを行う場合のみ使用するものとし、ＰＭＴの記述子１の領域又はＮＩＴの記述子１若しくは記述子２の領域で伝送されるものとする。